

仙台市水道局BPR支援業務委託 公募型プロポーザル募集要項

本要項は、仙台市水道局BPR支援業務委託の受託候補事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、募集手続等の必要な事項を定めるものである。

1 業務委託概要

(1) 業務件名

仙台市水道局BPR支援業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的及び委託内容

仙台市水道局給水装置課及び仙台市水道サービス公社が実施する給水装置工事に関する一連の事務処理における手続やデータ管理のばらつき、紙処理やダブルインプット等の課題について、業務プロセスの整理・可視化を行い、BPRの観点から業務の再設計を検討し課題の解決を図り、システム活用を含む改善方策とその効果を整理することで、業務の効率化・高度化及び持続可能な事業運営体制の構築を図ること。また、これらの取組内容等を含め水道局内へ展開する局内職員向けの「BPR研修会」を実施することで、仙台市水道局全体にBPR推進の意識を醸成することを目的とする。

細部は「仙台市水道局BPR支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり。

(3) 履行期間

本業務の契約締結の日から令和10年3月31日までとする。細部は仕様書に記載のとおり。

(4) 履行場所

仙台市水道局本庁舎 他

(5) 委託上限金額

本業務の委託上限金額は、44,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、上記金額には本業務に係る費用の一切を含む。

・令和8年度：13,129,000円

・令和9年度：30,871,000円

(6) 委託料の支払条件

上記（5）記載の金額を上限額として、令和8年度分・令和9年度分の年度ごとに、各年度に定める成果物等の提出を受け、それら提出物等の検査完了後に支払う。

(7) 担当課

仙台市水道局総務部経営企画課経営企画係（担当：伊藤・齋藤）

〒982-8585 仙台市太白区南大野田29-1（仙台市水道局本庁舎4階）

電話 022-304-0010 F A X 022-249-2006

電子メール sui072120@city.sendai.jp

2 プロポーザル実施スケジュール

本業務の企画提案募集開始から契約締結までの各種日程は以下のとおりとする。

内容	日程等
(1) 公募開始	令和 8 年 8 月 31 日（月）
(2) 質問受付期限	令和 8 年 9 月 10 日（木） 17 時必着
(3) 質問への回答	令和 8 年 9 月 18 日（金） 17 時までに仙台市水道局ホームページに掲載
(4) 参加資格確認申請書等提出期限	令和 8 年 9 月 29 日（火） 17 時必着
(5) 参加資格確認結果通知	令和 8 年 10 月 6 日（火） ※発送日
(6) 企画提案書等・辞退届提出期限	令和 8 年 10 月 13 日（火） 17 時必着
(7) プレゼンテーション（ヒアリング）実施	令和 8 年 10 月 26 日（月）、27 日（火）（予定） ※実施時間等の詳細は別途通知予定
(8) 審査結果通知・公表（受託候補事業者の特定）	令和 8 年 11 月 6 日（金）（予定） ※発送日・公表日
(9) 契約締結	令和 9 年 1 月頃（予定）

※質疑応答書、参加資格確認申請書、企画提案書等は（1）の公募開始日から提出可能とする。

これらの作成・提出にあたっては 5～8 に記載している所定の方法により行うこと。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 本業務に対応する業種について、仙台市水道局契約規程（昭和 39 年仙台市水道局規程第 17 号）第 4 条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる要件に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は手続中でないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 11 月 1 日管理者決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (5) 仙台市水道局入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日管理者決裁）別表各号に掲げる要件に該当しない者であること。
- (6) 仕様書 第 7 章 体制・資格要件に記載されている技術者の配置及び体制を構築できること。なお、同章 7.3 再委託の制限に記載のとおり、公募型プロポーザルにおいて、選定委員会に明示（企画提案書に内容、業務範囲、金額を明記すること）されれば、配置技術者の配置等、一部再委託が可能であるため、同項を参照すること。
- (7) 企業連合（本業務を共同連帯して受託するため、2 以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう。）にあつては、1 の代表構成員と 1 以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての要件を満たしていること。

- ア 代表構成員は（１）の要件を満たしていること。
- イ 全ての構成員が、上記（２）から（５）に掲げる要件を満たしていること。
- ウ 仕様書「7. 1 管理技術者」及び「7. 2 配置技術者」の要件は、企業連合全体として満たすこと。ただし、仕様書「7. 3 再委託の制限-①」に掲げる業務は、代表構成員が担うこととし、それ以外についてはいずれの構成員でも可とする。
- エ 全ての構成員が、単独又は他の企業連合の構成員として本プロポーザルに重複して参加していないこと。
- オ 構成員が代表構成員に発注者と折衝する行為等を委任していること。
- カ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式２）の提出前に、企業連合を成立させていること。
- キ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
- ク 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式２）の提出時から契約締結時までは、構成員の変更がないこと。

4 応募書類の配布方法

仙台市水道局ホームページからのダウンロードによるものとする。

掲載資料

項番	書類の名称	ファイル形式
1	仙台市水道局 B P R 支援業務委託公募型プロポーザル募集要項	PDF
2	募集要項別紙「評価基準」	PDF
3	仙台市水道局 B P R 支援業務委託仕様書	PDF
4	仙台市水道局 B P R 支援業務委託仕様書 様式集	Excel
5	個人情報等の取扱いに関する特記仕様書	PDF
6	行政情報の取扱いに関する特記仕様書	PDF
7	質疑応答書（様式１）	Word
8	公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式２）	Word
9	企業連合協定書（様式３）	Word
10	企業連合届出書（様式４）	Word
11	公募型プロポーザル参加辞退届出書（様式５）	Word

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

以下のとおり仕様書等に関する質問を受け付ける。ただし、本プロポーザルの審査に支障をきたす質問については受け付けない。

ア 受付期間

公募開始日から令和 8 年 9 月 10 日（木） 17 時まで（必着）

イ 提出先

前記 1 (7) の担当課

ウ 受付方法

質疑応答書 **様式 1** に必要事項を記入し、件名を「【質問書】 仙台市水道局 B P R 支援業務委託」としたうえで、提出先へ電子メールにより送付すること。電子メール送信後は、提出先へ電話連絡し、送達確認を行うこと。

なお、電子メール以外の方法での質問は受け付けない。

(2) 質問への回答

受付期間内に受け付けた全ての質問への回答については、質問者に関する情報を伏せたうえで、令和 8 年 9 月 18 日（金）17 時までには仙台市水道局ホームページに掲載することにより公表する。

6 参加資格確認申請書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類・提出部数

- ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書 **様式 2** : 1 部
- イ 会社の事業概要等が分かる書類（パンフレット等）: 1 部
- ウ （企業連合の場合のみ）企業連合協定書 **様式 3** : 1 部
- エ （企業連合の場合のみ）企業連合届出書 **様式 4** : 1 部

(2) 提出期限・提出先等

ア 提出期限

令和 8 年 9 月 29 日（火） 17 時まで（必着）

イ 提出先

前記 1 (7) の担当課

ウ 提出方法

持参又は郵送のいずれかによるものとする。

(ア) 持参の場合

8 時 30 分から 17 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の間に、提出先へ事前連絡のうえ直接持参すること。

(イ) 郵送の場合

角 2 封筒に提出書類を封入し、封筒に「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等在中」と朱書きのうえ、書留郵便等の配達記録が残る方法により郵送すること。

(3) 提出時の留意事項

- ア 参加資格確認申請書等の提出期限後の訂正、差し替え及び追加は認めない。
- イ 提出期限までに参加資格確認申請書等が到達しなかった場合は、本プロポーザルに参加できない。

(4) 参加資格確認結果の通知等

- ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の受理及び内容の精査を行い、本プロポーザルへの参加可否について、各参加申請者へ書面にて通知する（令和8年10月6日（火）に発送予定）。
- イ 本プロポーザルへの参加を認めた事業者（以下「参加事業者」という。）は、後述7、8に基づき企画提案書等を提出するものとする。
- ウ 参加事業者が1者である場合であっても、企画提案書等を提出するものとする。この企画提案書等により後述9に基づく審査を実施し、本業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加事業者を受託候補事業者とする。

7 企画提案書等の作成要領

参加事業者は、以下のとおり企画提案書等を作成のうえ、後述8のとおり提出すること。

(1) 企画提案書の作成

ア 企画提案書の構成

企画提案書の構成は、以下のとおりとする。

(7) 表紙

(イ) 目次

(ウ) 企画提案書

企画提案書は、正確な評価を行うために、「評価基準」の項目順にまとめること。また、企画提案書の全ての見出しは、「評価基準」の評価項目に1対1で対応させ、各評価項目に対する提案内容のみを記述すること。他の見出しに記述された内容及び「評価基準」の評価項目にない見出しに記述された内容は審査対象外とする。

イ 企画提案書の作成時の留意事項

- (7) 企画提案書は、原則としてA4判の任意様式とし、横書き、両面カラー印刷、長辺綴じ、フォントサイズ11ポイント以上とすること。なお、やむを得ずA3判を使用する場合は、片面印刷、折綴りとする。
- (イ) 企画提案書のページ数は、40ページ以内とし、通しのページ番号を記入すること（表紙、目次を除く）。
- (ウ) 企画提案書には、正本の表紙を除き、参加事業者が判別できるような情報（社名、企業ロゴ等）の記入、資料の添付は一切行わないこと。参加事業者が判別できるような企画提案書の場合には、失格とする場合もあるので留意すること。
- (エ) 表紙には、表題として「仙台市水道局BPR支援業務委託企画提案書」と記入すること。このほか、正本は、表紙に参加事業者名（商号又は名称）、企画提案書に関する担当部門名、責任者名を記入するとともに、代表者印を押印すること。なお、副本は、表題のみを記入すること。
- (オ) 企画提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、画像や図表等を用いつつ、提案ポイントの箇条書きや提案内容の根拠を提示する等、具体的かつ分かりやすい内容にすること。また、専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所一般

用語を用いて定義を記入するほか、必要に応じて注釈を付記すること。

- (カ) 企画提案内容は、契約時の委託内容にも反映させるため、実現性が低いにも拘わらず提案するようなことがないこと。

(2) 見積書の作成

ア 見積書の内容

見積書は、任意様式により作成すること。なお、企画提案書に記載した内容は、全て見積書に反映させること。

イ 見積書に関する留意事項

- (7) 見積書の件名は、「仙台市水道局BPR支援業務委託見積書(種類名)」とし、宛名は「仙台市水道事業管理者」とすること。
- (4) 見積金額の多寡は、本プロポーザルの評価点数に影響しない。ただし、見積金額の総額が前記1(5)の委託上限金額を超過している場合は、失格とする。

8 企画提案書等の提出

参加事業者は、前記7に基づき作成した企画提案書等を以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類・提出部数

- ア 企画提案書：正本1部、副本12部、電子データ(PDF形式・CD-R又はDVD-Rに保存)1部
- イ 見積書：正本1部、副本1部、電子データ(PDF形式)1部ずつ(計3部)

(2) 提出期限・提出先等

ア 提出期限

令和8年10月13日(火) 17時まで(必着)

イ 提出先

前記1(7)の担当課

ウ 提出方法

持参又は郵送のいずれかによるものとする。

(7) 持参の場合

8時30分から17時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の間に、提出先へ事前連絡のうえ直接持参すること。

(4) 郵送の場合

角2封筒等格納が可能な形で提出書類を封入し、封筒等に「公募型プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きのうえ、書留郵便等の配達記録が残る方法により郵送すること。

(3) 提出時の留意事項

- ア 前記5(2)のとおり公表する仕様書等に関する質問に対する回答を確認のうえで提出すること。
- イ 企画提案書は、1者1提案とし、2以上の提案は認めない。

- ウ 企画提案書等の提出期限後の訂正、差し替え及び追加は認めない。
- エ 提出期限までに企画提案書等が到達しなかった場合は、失格とする。

9 審査

(1) 審査方法

受託候補事業者の選定にあたっては、発注者が設置する「仙台市水道局BPR支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、募集要項別紙「評価基準」に基づき、公平、公正及び客観的に審査・評価を行う。

(2) 選定委員会の構成

選定委員会は、仙台市水道局職員7名（委員長及び副委員長を含む。）をもって構成する。

(3) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは、以下のとおり実施する。

ア 日時

令和8年10月26日（月）、10月27日（火） 予定

イ 場所

仙台市水道局本庁舎内（仙台市太白区南大野田29-1）

ウ 所要時間

1者あたりのプレゼンテーションは30分以内（厳守）とし、その後選定委員による質問を行う。

エ 内容・留意事項

- (ア) プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書に基づき説明を行うものとし、当日は大型モニターを使用した画面投影を行う。なお、使用する大型モニターは発注者が用意するが、企画提案書の画面投影に使用する端末は参加事業者が用意すること。なお、投影用大型モニターが対応している映像入力端子はHDMIタイプAコネクタである。
- (イ) 企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料の配付は認めない。
- (ロ) 出席者は、1者あたり原則として4名までとする。また、説明は本業務に携わる責任者又はこれに準ずる者が行うものとする。
- (ハ) 参加事業者を特定できる行為（社名を連想させる発言、社章・社員証の着用等）は行わないこと。
- (ニ) 集合時間及び集合場所等については、各参加事業者へ個別に通知する。

(4) ヒアリングの実施

審査において疑義が生じた場合、選定委員会は疑義が生じた企画提案書を提出した参加事業者に対し、個別のヒアリングを行うことができるものとする。

なお、提案者から個別のヒアリングの実施を求めることは、いかなる理由があっても認められない。

(5) 評価基準

募集要項別紙「評価基準」のとおり。

(6) 受託候補事業者の特定

- ア 選定委員会での審査の結果、参加事業者の中で評価点の合計（選定委員会の構成員 7 名による評価の合計点（1 名 200 点満点×7 名＝1,400 点満点）をいう。以下同じ。）が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を受託候補事業者とする。
- イ 最高得点者が 2 者以上であった場合は、以下のとおり受託候補事業者を特定する。
 - (7) 「6－企画提案－BPR 対象業務の分析方法」の評価点の合計が最も高い者を受託候補事業者とする。
 - (4) 「6－企画提案－BPR 対象業務の分析方法」の評価点の合計が同点の場合は、「4－企画提案－業務実施方針」の項目の評価点の合計が最も高い者を受託候補事業者とする。
 - (ウ) 「6－企画提案－BPR 対象業務の分析方法」及び「4－企画提案－業務実施方針」の項目の評価点の合計が同点の場合は、選定委員会で協議のうえ、受託候補事業者を特定する。
- ウ 発注者の期待を下回るレベルの提案であり、劣っている場合には、受託候補事業者として特定しない。

(7) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和 8 年 11 月 6 日（金）（予定）に、各参加事業者へ書面にて通知（発送）するとともに、仙台市水道局ホームページに掲載することにより公表する。

(8) 審査結果に関する質問等

参加事業者は、前記 9 (7) の審査結果について、審査結果公表日から 7 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面（任意様式）により、その理由の説明を求めることができる。

回答は、その書面を受け付けた日から 10 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により通知する。

(9) 失格事由

以下のいずれかに該当した場合は失格とし、審査対象から除外する。

また、受託候補事業者が契約締結するまでの間に以下のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、受託候補事業者としての決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ア 前記 3 の参加資格要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載又は重大な不備があった場合
- ウ 提出期限までに書類が提出されなかった場合
- エ 企画提案書の記載内容が法令違反である等、著しく不適当な場合
- オ 前記 7 から 9 までに掲げる企画提案書等の作成・提出等及び審査に係る個別の失格要件に

該当する場合

カ 前記 9 (3) のプレゼンテーションに出席しなかった場合

キ 個別に選定委員と接触を持つ等、審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ク その他本業務の遂行にふさわしくないと選定委員会において認められた場合

10 契約

- (1) 受託候補事業者は、本プロポーザルにおいて最適な提案者として特定したのみであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。
- (2) 受託候補事業者と協議し、企画提案内容等を反映した仕様書を調整のうえ、地方自治法第 234 条に基づく随意契約により、業務委託契約を締結する。
- (3) 受託候補事業者と協議が整わない場合、契約締結までの間に後述 11 (1) の辞退の届出があった場合、前記 9 (9) の失格事由に該当した場合又はその他やむを得ない事情により受託候補事業者と契約を締結できない場合は、次点の評価を得た参加事業者を受託候補事業者として特定する。

11 その他留意事項等

- (1) 前記 6 の参加申請後、本プロポーザルを辞退する場合は、公募型プロポーザル参加辞退届出書様式 5 に必要事項を記入し、持参又は郵送のいずれかにより提出すること。
 - ア 持参の場合
8 時 30 分から 17 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の間に、前記 1 (7) の担当課へ事前連絡のうえ直接持参すること。
 - イ 郵送の場合
角 2 封筒に提出書類を封入し、封筒に「公募型プロポーザル参加辞退届出書在中」と朱書きのうえ、前記 1 (7) の担当課へ書留郵便等の配達記録が残る方法により郵送すること。
- (2) 本プロポーザルに係る各種書類の作成・提出及びプレゼンテーションに要する全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出された各種書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権及びその他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る全ての責任は、参加事業者が負うものとする。
- (4) 提出された各種書類は、選定結果に拘わらず返却しない。なお、本プロポーザルにおける審査以外の目的では使用しないが、仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）第 5 条に基づく公文書開示請求があった場合は、同条例第 7 条に基づき、不開示情報を除いて開示請求者に開示する。
- (5) 本プロポーザルの参加にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令、その他関係法令、仙台市水道局契約規程、本局の要綱及び要領等（プロポーザル関係資料を含む。）を承知のうえに参加すること。